

3 予防概要

各種火災予防啓発活動や市民防災会、防災協会等の自主防災組織の育成指導を積極的に行っています。また、防火対象物の立入検査等を通して、災害に強いまちづくりを推進しています。

(1) 火災予防

近年の本市における住宅火災での焼死事故の状況を踏まえ、高齢者や障害者等の世帯に対して住宅用火災警報器の設置促進を強化するため、市関係部局をはじめ、民生委員児童委員協議会等の関係機関との協力体制を強化し、様々な事業を通じて広報活動を行っています。

また、住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過し、今後、警報器の電池切れや故障の増加が見込まれることから、電池切れによる取り外しや不作動の状態を回避することを主眼に、適切な機器の交換や定期的な点検・清掃が行われるよう啓発を強化しています。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、住民参加型災害図上訓練(DIG)は実施していません。

【第22表】市民防災推進行事実施状況

No.	行事種別	回数	参加人員	No.	行事種別	回数	参加人員
1	防火・防災訓練等(市民防災会等)	73	6,611	5	地域会議等への参加	142	3,047
2	防火・防災訓練等(事業所)	185	14,041	6	消防演習	2	80
3	防火・防災講習(講演)会等	34	2,959	7	住民参加型災害図上訓練(DIG)	0	0
4	広報行事(署所見学・体験学習含む)	47	3,713				

(注) DIGについては危機管理室所管事業

【第23表】「消防士さんといっしょ」事業実施状況(過去5年間)

区分	対象校数	実施校数	実施率	講師数	受講延人数	備考
平成29年度	133	133	100%	78	8,271	小学4年生に対して実施
平成30年度	133	132	99.2%	78	8,177	
令和元年度	132	132	100%	117	15,987	学習指導要領の改訂のため、小学3、4年生に対して実施
令和2年度	131	129	98.5%	78	7,968	小学3年生に対して実施
令和3年度	132	131	99.2%	78	7,757	

【第24表】住宅用火災警報器の設置率(消防庁発表)

区分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
設置率	85%	87%	85%	85%	87%

(注) 各年6月時点(令和2年のみ7月時点)

【第25表】住宅用火災警報器の効果（火災件数）

区 分	ぼ や	部分焼	半 焼	全 焼	合 計
未 設 置	57	37	18	52	164
設 置	54	33	5	23	115

(注) 過去5年間（平成29年～令和3年）の火災のうち、住戸部分から出火した火災件数（設置不明を除く。）

【第26表】あんしん通報システム・緊急通報システム設置（稼働）状況

<直近10年間>

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令 和 元 年 度	令 和 2 年 度	令 和 3 年 度
設置	673	630	562	463	373	361 (232)	1,618 (0)	1,361 (0)	340	334
撤去	602	607	594	661	574	559 (557)	1,930 (1,856)	1,633 (1,365)	375	402
稼働	3,954	3,977	3,945	3,747	3,546	3,348 (3,221)	3,036 (1,365)	2,764 (0)	2,729	2,661

(注) 1 緊急通報システムは、平成6年度に開始し、令和元年度末で事業を終了
 2 あんしん通報システムは、平成29年度に開始し、令和元年度末に緊急通報システムからの移行を完了
 3 平成29年度から令和元年度の（ ）内の数字は緊急通報システムで内数

【第27表】あんしん通報システム・緊急通報システム受信状況

<直近10年間>

区 分	総受信件数	ハンズフリーによる応答		出 動 件 数		
		有	無	火 災	警 戒	救 急
平成24年度	3,225	2,934	291	69	225	761
平成25年度	3,048	2,839	209	56	176	713
平成26年度	2,961	2,675	286	80	185	835
平成27年度	2,902	2,627	275	55	202	870
平成28年度	2,749	2,560	189	44	192	833
平成29年度	2,548(2,512)	2,330(2,300)	218(212)	50(50)	161(160)	796(786)
平成30年度	2,274(1,617)	2,066(1,475)	208(142)	47(33)	141(105)	766(503)
令和元年度	1,898(329)	1,655(289)	243(40)	45(8)	108(18)	744(127)
令和2年度	1,533	1,314	219	40	112	637
令和3年度	1,470	1,290	180	44	110	589

(注) 1 平成26年度以降の救急件数は、不搬送件数を含む
 2 平成29年度から令和元年度の（ ）内の数字は緊急通報システムで内数

【第28表】あんしん通報システム対応状況

○原因別（令和3年度） (件)

鍋の空焚	ガス漏れ等	誤押	料理中の煙	殺虫剤・ バルサン	その他	合計
45	0	9	35	19	65	173

○協力員出向状況（令和3年度） (件)

出向	不在	出向不可	連絡のみ	連絡なし	合計
60	18	0	23	661	762

(2) 自主防災

市民防災会の活動支援を行うとともに、防災協会をはじめとした防火・防災活動を行う団体との連携、防火・防災の啓発組織の育成指導に努めています。

【第29表】防災協会主要行事

(令和3年度)

行 事 名	実施回数	受講者数
防火管理資格取得講習(甲種)	10	853
防火管理資格取得講習(乙種)	1	20
甲種防火管理再講習	2	209
防火管理上級講習	7	677
防災管理新規講習	2	97
防災管理再講習	1	16
危険物取扱者試験準備講習会(乙種第4類)	3	272
応急手当普及員新規講習	3	67
応急手当普及員再講習	15	295
危険物取扱者保安講習	16	2,596
自衛消防隊消防学校入校	2	14

【第30表】事業所相互応援体制の現況

(令和4年3月31日現在)

行政区	名 称	設立年月	事業所数	隊員数
門 司	ふくしの郷防災協力会	H16. 6	8	410
	瀬戸3事業所相互防災応援協定	H14. 11	2	19
小倉南	小倉鉄工団地工場安全連絡協議会	S50. 3	16	603
若 松	若松区藤ノ木地区防災連絡協議会	S62. 10	4	68
	北九州エコタウン総合環境コンビナート・響リサイクル団地防災連絡協議会	H14. 3	12	782
八幡東	九州製鉄所八幡構内連絡協議会	H17. 2	15	1,800
戸 畑	北九州市九州製鉄所八幡地区(戸畑)構内地区保安連合協議会	S49. 11	19	1,000
	戸畑新工業団地「防災相互応援協定」	H13. 8	8	150
	戸畑駅前地区「防災相互応援協定」	H16. 2	4	2,300
北九州地区・白島地区特別防災区域防災相互応援協定		H 8. 10	23	121
計			111	7,253

【第31表】幼年消防クラブの現況（計60団体8,718人）

（令和4年3月31日現在）

行政区	名称	設立年月	会員数	行政区	名称	設立年月	会員数	
門司	西門司幼稚園 幼年消防クラブ	S60. 5	48	若松	古前保育所 幼年消防クラブ	H 3. 5	110	
	日の丸幼稚園	S60. 5	195		精華幼稚園	H19. 4	127	
	あけぼの幼稚園	S60. 5	69		若松天使園	H19. 4	83	
	小倉北	東郷瞳幼稚園	S63. 4	105	八幡東	高見幼稚園 幼年消防クラブ	S60. 5	185
		愛光幼稚園	H 1. 4	153		八幡カトリック幼稚園	S61. 10	107
		敬愛幼稚園	H21. 9	85		華頂幼稚園	S61. 10	80
栄美幼稚園 幼年消防クラブ		S58. 6	96	乳山幼稚園		S63. 12	250	
富野幼稚園		S62. 2	139	尾倉幼稚園		H 1. 4	211	
天心幼稚園	H 3. 4	131	杉の実保育園	H 8. 2		97		
小倉南	キンダーポート保育園	H 4. 1	91	八幡東幼稚園	H 8. 5	25		
	到津保育所	H 7. 3	121	八幡西	緑ヶ丘第二幼稚園 幼年消防クラブ	S56. 4	254	
	篠崎保育園	H 7. 3	74		あかね幼稚園	S58. 5	281	
	片野保育園	H 7. 3	60		第二文化幼稚園	S62. 7	162	
	れんげの花保育園	H18. 3	101		下上津役幼稚園	S63. 12	308	
	葛原保育園 幼年消防クラブ	S56. 1	110		こみね幼稚園	S63. 12	361	
	おぶね保育園	S60. 4	75		こじか幼稚園	S63. 12	231	
	小倉瞳幼稚園	S61. 4	540		さかえ保育園	H 3. 4	87	
志徳幼稚園	S63. 4	260	池田保育園		H 3. 4	117		
志井幼稚園	S63. 4	303	星ヶ丘幼稚園		H11. 1	158		
若松	フレンズ幼稚園	H 3. 2	426		戸畑	明泉寺幼稚園 幼年消防クラブ	S56. 7	163
	さくが丘保育園	H 3. 6	90	第二明泉寺幼稚園		S56. 7	91	
	徳力団地幼稚園	H 5. 2	220	中原保育園		S58. 9	103	
	神理幼稚園	H 6. 2	239	教学寺幼稚園		S60. 5	73	
	松美保育園 幼年消防クラブ	S56. 1	47	戸畑天使園		S60. 5	164	
	若松青葉幼稚園	S57. 10	101	戸畑保育所わかば園		S60. 5	114	
	浜町幼稚園	S60. 4	101	牧山保育園		S63. 4	68	
	神愛幼稚園	H 1. 1	92	さかい川保育園		S63. 4	127	
	日吉幼稚園	H 1. 1	49	さんろくこどもえん		H 4. 11	115	
	日吉保育園	H 1. 1	41	沢見あやめのもり保育園		H21. 6	109	
小石幼稚園	H 1. 2	113						
鴨生田保育園	H 2. 1	82						



【第32表】 婦人・少年・年長者等防火団体の現況

(令和4年3月31日現在)

区 分	行 政 区	名 称	設立年月	会員数
婦人防火団体	門 司	門司区婦人会連絡協議会婦人防火クラブ	H19. 5	295
	小倉北	藍島・馬島婦人自衛消防隊	S48. 4	8
		小倉北区婦人防火クラブ協議会	S56. 2	3,000
	八幡西	八幡西区婦人防火クラブ連絡協議会	S50. 2	793
	戸畑	戸畑区婦人防火クラブ協議会	S55. 3	400
	計 5			
少年消防クラブ	小倉南	下曾根少年消防クラブ	S56. 5	15
	八幡西	くすばし少年消防クラブ	H24.12	11
	計 2			
年長者防火クラブ	門 司	門 司 区 年 長 者 防 火 ク ラ ブ	H 1. 5	2,036
	小倉北	小倉北区年長者防火クラブ連合会	H 5. 4	7,200
	小倉南	小倉南区年長者防火クラブ連合会	H 6. 3	9,114
	若 松	若 松 区 年 長 者 防 火 ク ラ ブ	S63. 5	1,709
	八幡東	八幡東区年長者防火クラブ	H 5.11	3,009
	八幡西	八幡西区年長者防火クラブ連合会	H 9. 4	7,371
	戸畑	戸畑区年長者防火クラブ	S62.11	2,400
	計 7			



【第33表】市場・商店街等自衛消防隊の現況

(令和4年3月31日現在)

行政区	名 称	設立年月	団体数	隊 員 数	
				昼 間	夜 間
門 司	◎ 東 門 司 商 店 街 自 衛 消 防 隊	S50.10	1	10	0
小 倉 北	◎ 黄 金 地 区 自 衛 消 防 隊	H 8.10	4	8	2
	○ 魚 一 銀 天 街 商 店 会 自 衛 消 防 隊	H10. 1	1	30	2
	○ 魚 町 商 店 街 振 興 組 合 自 衛 消 防 隊	H11. 4	1	15	6
	○ 小 倉 駅 前 商 店 街 協 同 組 合 自 衛 消 防 隊	H11. 4	1	32	0
若 松	◎ 浜 市 場 連 合 組 合 自 衛 防 災 隊	H 8.11	4	32	0
	○ 明 治 町 商 店 街 自 衛 消 防 隊	S46.11	1	74	8
	○ 本 町 銀 座 商 店 街 連 合 自 衛 消 防 隊	S46.11	1	89	39
	○ ウ ェ ル 本 町 自 衛 消 防 隊	S48.02	1	36	22
八 幡 東	○ 中 央 区 商 店 街 自 衛 消 防 隊	S46.10	1	50	39
戸 畑	○ 戸 畑 中 本 町 商 店 街 協 同 組 合	H 5.11	1	27	21
計	◎ 連 合 会 組 織 の 自 衛 消 防 隊		9	50	2
	○ 単 独 の 自 衛 消 防 隊		8	353	137

(注) 消防法第8条及び第8条の2により防火管理を義務づけられた防火対象物を除く

(3) 火災調査

平成20年5月から各消防署警防課に指定調査員を配置し、消防局予防課火災調査係と連携した火災調査を実施しています。令和3年中は、外部講師を招いて専門的な知識や技術に関する火災調査の研修を行い、職員の火災調査に関する知識、技術の向上に努めました。

【第34表】火災原因鑑識鑑定処理件数

(令和3年中)

区 分	実施数
ガスクロマトグラフによる分析	48
電気配線等の熔融痕の顕微鏡撮影	23
そ の 他 の 分 析	66
合 計	137



(4) 査 察

各事業所への立入検査を行い、消防用設備等の設置などのハード面、避難施設の正常な維持管理や消防訓練の実施などのソフト面に対する指導強化を図っています。

【第35表】中高層建築物数

(令和4年3月31日現在)

区 分		計	4F	5F	6F	7F	8F	9F	10F	11F	12F	13F	14F	15F 以上
計		8,951	2,892	2,571	702	615	523	339	422	265	152	147	207	116
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	5	3	1	1									
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	15	10	4	1									
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー ナイトクラブ等	2	1		1									
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	23	7	9	6	1								
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0												
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	3	1	1	1									
(3) 項 イ	待合・料理店等	3	2	1										
(3) 項 ロ	飲食店	79	53	17	7		2							
(4) 項	百貨店・マーケット 物品販売店舗等	36	32	2	1								1	
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	91	15	9	8	13	15	9	8	8	3	3		
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	5,329	1,212	1,810	339	353	315	225	335	206	125	120	190	99
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	29	12	3	9	3		1	1					
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	11	7	3	1									
	(3) 病院（(1)を除く）、有床診療所 （(2)を除く）、有床助産所	55	25	10	5	4	3	3	2	1		1		1
	(4) 無床診療所、無床助産所	34	29	5										
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・介護老人ホーム 特別介護老人ホーム等	70	39	19	7	4	1							
	(2) 救護施設	0												
	(3) 乳児院	0												
	(4) 障害児入所施設	1	1											
	(5) 障害者支援施設等	3	2				1							
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター 老人介護支援センター等	30	14	5	6	2	1	1						1
	(2) 更生施設	0												
	(3) 保育所・児童養護施設	7	5	2										
	(4) 児童発達支援施設 放課後デイサービス等	1	1											
	(5) 障害者施設	11	8	1	1	1								
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	0												
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	360	276	42	20	9	7	3	1		1		1	
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	5	4	1										
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	20	10	7	3									
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	0												
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場	3	3											
(11) 項	神社・寺院・教会等	24	15	8	1									
(12) 項 イ	工場又は作業場	114	67	26	12	4	2		2	1				
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0												
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	25	14	8		1	1		1					
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0												
(14) 項	倉庫	43	32	11										
(15) 項	前各項に該当しない事業場	405	206	88	40	23	31	7	4	1	3	2		
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	1,241	447	292	141	112	87	52	36	25	15	11	10	13
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	873	339	186	91	85	57	38	32	23	5	9	5	3
(16の2) 項	地下街	0												
(16の3) 項	準地下街	0												
(17) 項	重要文化財等建造物	0												
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	0												
(19) 項	市町村長の指定する山林	0												
(20) 項	総務省令で定める舟車	0												

(注) 建築中・未着工・休業中等は含まない。

【第36表】防火管理者を必要とする事業所数

(令和4年3月31日現在)

区分	計			門司			小倉北			小倉南			若松			八幡東			八幡西			戸畑				
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C		
計	32,112	9,459	8,748	3,217	952	898	8,958	2,644	2,380	6,081	1,667	1,564	2,599	724	688	2,094	664	635	6,863	2,227	2,036	2,300	581	547		
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	34	31	31	5	3	3	7	7	7	5	4	4	4	4	4	4	5	5	5	6	6	6	2	2	2
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	636	521	481	59	52	51	132	99	86	137	105	100	72	71	71	45	36	34	149	137	118	42	21	21	
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	9	8	6				5	5	3				1	1	1				3	2	2				
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	70	65	64	9	6	6	21	20	20	12	11	11	4	4	3	2	2	2	18	18	18	4	4	4	
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を含む店舗等	2	0	0				2																		
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	30	25	25	2	2	2	14	9	9	3	3	3	1	1	1				10	10	10				
(3) 項 イ	待合・料理店等	16	15	13	2	2	2	5	4	3				6	5	5	2	2	2	1	1	1				
(3) 項 ロ	飲食店	1,435	574	509	159	44	37	445	177	157	197	91	82	104	44	35	85	25	24	371	171	154	74	22	20	
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	1,696	825	768	189	71	68	409	163	154	307	193	178	135	75	71	100	45	43	374	234	214	82	44	40	
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	118	98	94	17	11	10	43	38	37	15	12	12	9	6	6	7	6	6	19	19	17	8	6	6	
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	10,893	2,346	2,166	842	276	261	2,851	650	582	2,639	418	390	587	110	105	571	180	172	2,471	525	483	842	187	173	
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	38	32	32	4	2	2	10	9	9	7	7	2	1	1	1	1	1	1	11	11	11	1	1	1	
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	37	34	32	6	6	6	3	3	3	8	7	2	2	2	2	2	2	14	13	12	2	1	1		
	(3) 病院(1)を除く、有床診療所(1)(2)を除く、直床診療所	67	53	53	5	4	4	11	7	7	13	10	10	5	4	4	9	6	6	19	19	19	5	3	3	
	(4) 無床診療所、無床助産所	641	100	92	49	5	5	125	21	16	126	24	23	68	9	9	49	11	11	186	26	25	38	4	3	
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・介護老人ホーム・特別介護老人ホーム等	340	334	322	40	40	39	49	49	44	77	76	76	30	30	28	21	20	20	105	102	99	18	17	16	
	(2) 介護施設	2	2	2				1	1	1				1	1	1										
	(3) 乳児院	0	0	0																						
	(4) 障害児入所施設	2	1	1										1	1	1								1		
	(5) 障害者支援施設等	38	28	26	6	6	6	1	1	1	6	5	4	10	6	6	1	1	1	11	8	7	3	1	1	
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	277	144	138	31	16	16	39	24	23	58	30	29	30	16	16	20	13	13	92	41	38	7	4	3	
	(2) 更生施設	0	0	0																						
	(3) 保育所・児童養護施設等	219	173	168	26	18	17	38	30	30	48	40	39	23	18	18	16	14	14	58	44	41	10	9	9	
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	89	13	13	6	1	1	8	2	2	25	5	5	11	2	2	8			21	3	3				
	(5) 障害者施設	223	56	54	18	6	6	39	7	6	57	15	15	29	9	9	16	2	2	50	13	12	14	4	4	
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	89	87	84	10	10	10	17	16	16	16	16	16	11	11	11	8	7	7	25	25	22	2	2	2	
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	311	298	281	30	28	28	82	74	74	57	57	57	28	27	25	25	24	23	69	69	56	20	19	18	
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	25	19	18	7	3	3	8	7	6	3	2	2	1	1	1	3	3	3	1	1	1	2	2	2	
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	28	27	24				23	22	19	2	2	2				2	2	2	1	1	1				
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	16	1	1	3			2	1	1	1			3			2						3			
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	32	0	0	4			6			9			4			4			4			1			
(11) 項	神社・寺院・教会等	579	259	244	83	35	35	136	67	58	87	25	24	74	32	31	71	38	36	83	44	42	45	18	18	
(12) 項 イ	工場又は作業場	1,960	166	162	219	3	3	355	32	31	324	29	29	408	39	38	80	5	5	429	39	38	145	19	18	
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	0	0	0																						
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	279	5	5	38	1	1	89			26	1	1	31			24			59	2	2	12	1	1	
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	6	0	0							6															
(14) 項	倉庫	1,500	30	29	288	7	7	380	8	8	223	7	7	186	3	2	67	1	1	253	3	3	103	1	1	
(15) 項	前各項に該当しない事業場	4,249	653	599	361	51	45	1,333	163	148	692	100	87	344	55	54	349	58	55	866	168	157	304	58	53	
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	3,526	1,886	1,695	357	169	154	1,282	719	625	510	296	271	201	103	96	273	121	111	683	383	346	220	95	92	
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	2,744	543	508	333	73	69	974	208	193	382	76	73	168	32	31	222	32	32	378	87	76	287	35	34	
(16の2) 項	地下街	0	0	0																						
(16の3) 項	準地下街	0	0	0																						
(17) 項	重要文化財等建造物	14	8	8	3	1	1	2	1	1	1			1	1	1	2	2	2	4	2	2	1	1	1	
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	32	0	0	6			11						4			2			7			2			
(19) 項	市町村長の指定する山林	0	0	0																						
(20) 項	総務省令で定める舟庫	0	0	0																						

(注) A・・・事業所数 B・・・防火管理者を必要とする事業所数 C・・・選任数

【第37表】消防法施行令別表第1(1)項から(20)項までに掲げる防火対象物

(令和4年3月31日現在)

区 分		計	門 司	小 倉 北	小 倉 南	若 松	八 幡 東	八 幡 西	戸 畑	
計		事業所 32,112 防火対象物 41,192	3,217 4,222	8,958 10,936	6,081 6,997	2,599 4,351	2,094 2,610	6,863 8,668	2,300 3,408	
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	事業所 34 防火対象物 50	5 5	7 9	5 4	4 7	5 9	6 10	2 6	
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	事業所 636 防火対象物 665	59 61	132 142	137 118	72 89	45 51	149 157	42 47	
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	事業所 9 防火対象物 10		5 6		1 1		3 3		
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	事業所 70 防火対象物 83	9 10	21 24	12 15	4 6	2 3	18 20	4 5	
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	事業所 2 防火対象物 1		2 1						
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	事業所 30 防火対象物 30	2 2	14 14	3 3	1 1		10 10		
(3) 項 イ	待合・料理店等	事業所 16 防火対象物 18	2 2	5 6		6 6	2 3	1 1		
(3) 項 ロ	飲食店	事業所 1,435 防火対象物 1,453	159 145	445 489	197 204	104 92	85 86	371 354	74 83	
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	事業所 1,596 防火対象物 1,548	189 136	409 430	307 287	135 120	100 103	374 386	82 86	
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	事業所 118 防火対象物 146	17 19	43 51	15 25	9 13	7 8	19 22	8 8	
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	事業所 10,803 防火対象物 12,892	842 1,106	2,851 3,230	2,639 3,049	587 843	571 646	2,471 3,010	842 1,008	
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	事業所 38 防火対象物 52	4 3	10 12	9 19	2 2	1 2	11 12	1 2	
		事業所 37 防火対象物 45	6 6	3 7	8 7	2 2	2 3	14 18	2 2	
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	事業所 67 防火対象物 119	5 13	11 23	13 14	5 11	9 13	9 13	19 40	5 5
		事業所 641 防火対象物 641	49 47	125 132	126 126	68 64	49 53	186 181	38 38	
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	事業所 340 防火対象物 374	40 43	49 52	77 83	30 33	21 31	105 113	18 19	
		事業所 2 防火対象物 3		1 1		1 1				
	(2) 救護施設	事業所 0 防火対象物 0								
	(3) 乳児院	事業所 2 防火対象物 2				1 1			1 1	
	(4) 障害児入所施設	事業所 38 防火対象物 46	6 8	1 1	6 6	10 13	1 1	11 12	3 5	
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	事業所 277 防火対象物 292	31 31	39 44	58 59	30 30	20 23	92 98	7 7	
		事業所 0 防火対象物 2							2	
	(2) 更生施設	事業所 219 防火対象物 265	26 30	38 43	48 59	23 27	16 21	58 73	10 12	
	(3) 保育所・児童養護施設等	事業所 89 防火対象物 90	6 6	8 7	25 29	11 10	8 7	31 31		
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	事業所 223 防火対象物 252	18 23	39 38	57 63	29 32	16 19	50 62	14 15	
(5) 障害者施設	事業所 89 防火対象物 166	10 14	17 26	16 43	11 20	8 12	25 46	2 5		
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	事業所 311 防火対象物 1,213	109 109	82 244	57 249	28 83	25 102	69 317	20 109	
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	事業所 25 防火対象物 33	7 9	8 9	3 4	1 1	3 5	1 2	2 3	
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	事業所 28 防火対象物 28		23 23	2 2		2 2	1 2		
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	事業所 16 防火対象物 22	3 3	2 2	1 2	3 4	2 3	2 5	3 3	
(9) 項 ロ	(イ)以外の公衆浴場	事業所 32 防火対象物 38	4 7	6 6	9 10	4 3	4 5	4 6	1 1	
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	事業所 579 防火対象物 678	83 96	136 177	87 84	74 80	71 81	83 101	45 59	
(11) 項	神社・寺院・教会等	事業所 1,960 防火対象物 3,515	219 450	355 634	324 429	408 751	80 162	429 766	145 323	
(12) 項 イ	工場又は作業場	事業所 2 防火対象物 2		1 1						
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	事業所 279 防火対象物 761	38 85	89 247	26 80	31 74	24 70	59 152	12 53	
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	事業所 6 防火対象物 6								
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	事業所 1,500 防火対象物 3,349	288 604	380 713	223 348	186 689	67 154	253 539	103 302	
(14) 項	倉庫	事業所 4,249 防火対象物 6,335	361 580	1,333 1,812	692 778	344 898	349 465	866 1,108	304 694	
(15) 項	前各項に該当しない事業場	事業所 3,526 防火対象物 3,471	357 349	1,282 1,294	510 487	201 216	273 265	683 641	220 219	
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	事業所 2,744 防火対象物 2,421	333 202	974 962	382 297	168 122	222 197	378 358	287 283	
(16) 項 ロ	(イ)以外の複合用途防火対象物	事業所 0 防火対象物 0								
(16) 項 2)	地下街	事業所 0 防火対象物 0								
(16) 項 3)	準地下街	事業所 0 防火対象物 0								
(17) 項	重要文化財等建造物	事業所 14 防火対象物 33	3 5	2 11	1 5	1 1	2 2	4 5	1 4	
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	事業所 32 防火対象物 42	6 12	11 13		4 5	2 3	7 7	2 2	
(19) 項	市町村長の指定する山林	事業所 0 防火対象物 0								
(20) 項	総務省令で定める舟車	事業所 0 防火対象物 0								

(注) 建築中・未着工・休業中等は含まない。

【第38表】消防法施行令別表第1(1)項から(20)項までに掲げる防火対象物の査察実施数

(令和3年度)

区 分		計	門 司	小 倉 北	小 倉 南	若 松	八 幡 東	八 幡 西	戸 畑
計		9,433	1,348	2,109	1,031	1,186	626	2,007	1,126
(1) 項 イ	劇場・映画館・演芸場等	28		2	2	9	8	1	6
(1) 項 ロ	公会堂又は集会場	239	21	38	29	52	10	66	23
(2) 項 イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ等	3				1		2	
(2) 項 ロ	遊技場又はダンスホール	43	3	9	11	4	1	11	4
(2) 項 ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0							
(2) 項 ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	11		4	3			4	
(3) 項 イ	待合・料理店等	13		7		5	1		
(3) 項 ロ	飲食店	520	33	168	50	32	31	179	27
(4) 項	百貨店・マーケット・物品販売店舗等	512	69	77	87	92	39	129	19
(5) 項 イ	旅館・ホテル・宿泊所等	132	27	37	18	14	8	19	9
(5) 項 ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	2,208	340	495	219	86	101	470	497
(6) 項 イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	6	1	3				2	
	(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	2		1	1				
	(3) 病院（(1)を除く）、有床診療所（(2)を除く）、有床助産所	22		3	3	1	4	9	2
	(4) 無床診療所、無床助産所	101	6	20	17	3	17	14	24
(6) 項 ロ	(1) 老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム等	69	3	9	26	1	8	13	9
	(2) 救護施設	1		1					
	(3) 乳児院	0							
	(4) 障害児入所施設	0							
	(5) 障害者支援施設等	4		1					3
(6) 項 ハ	(1) 老人デイサービス・老人福祉センター・老人介護支援センター等	38	1	9	11	2	5	5	5
	(2) 更生施設	1						1	
	(3) 保育所・児童養護施設等	44		6	21	2	1	4	10
	(4) 児童発達支援施設・放課後デイサービス等	9		1	5		1	2	
	(5) 障害者施設	44	1	5	23	2	3	1	9
(6) 項 ニ	幼稚園又は特別支援学校	31			16	10	1	1	3
(7) 項	小学校・中学校・高等学校・大学等	189	31	5	6	38	40	32	37
(8) 項	図書館・博物館・美術館等	5	2						3
(9) 項 イ	蒸気浴場・熱気浴場等	38	1	34	1		2		
(9) 項 ロ	(イ) 以外の公衆浴場	0							
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	2					1	1	
(11) 項	神社・寺院・教会等	126	29	15	14	21	8	28	11
(12) 項 イ	工場又は作業場	785	127	123	75	225	20	180	35
(12) 項 ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	1		1					
(13) 項 イ	自動車車庫又は駐車場	195	25	28	15	36	30	39	22
(13) 項 ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0							
(14) 項	倉庫	722	226	117	33	169	16	108	53
(15) 項	前各項に該当しない事業場	1,071	152	229	95	214	99	217	65
(16) 項 イ	特定の複合用途防火対象物	1,657	180	509	200	113	142	359	154
(16) 項 ロ	(イ) 以外の複合用途防火対象物	507	57	139	46	46	26	100	93
(16の2) 項	地下街	0							
(16の3) 項	準地下街	0							
(17) 項	重要文化財等建築物	12	1		4	1		5	1
(18) 項	延長50メートル以上のアーケード	42	12	13		7	3	5	2
(19) 項	市町村長の指定する山林	0							
(20) 項	総務省令で定める舟車	0							

(注) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う高齢者施設等の自主点検による査察実施数(784件)は含まない。

(5) 危険物規制

消防局では様々な施策を通じて複雑かつ多様化する危険物事業所への指導等を行っています。

また、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所に対しても、石油コンビナート等災害防止法に基づき、指導等を行っています。

【第39表】危険物規制対象物数

(令和4年3月31日現在)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	
計	3,071	587	650	201	597	93	489	454	
製造所	71	4	8		19		18	22	
貯蔵所	屋内貯蔵所	424	72	70	24	77	25	86	70
	屋外タンク貯蔵所	587	106	79	11	155	2	95	139
	屋内タンク貯蔵所	61	10	12	14	6	7	8	4
	地下タンク貯蔵所	219	27	58	43	18	21	45	7
	簡易タンク貯蔵所	4		1	1		1	1	
	移動タンク貯蔵所	656	155	210	29	134	8	85	35
	屋外貯蔵所	265	83	70	1	37		12	62
小計	2,216	453	500	123	427	64	332	317	
取扱所	給油取扱所	343	73	73	51	58	9	59	20
	販売取扱所	11	2	4				3	2
	移送取扱所	6	4			2			
	一般取扱所	424	51	65	27	91	20	77	93
小計	784	130	142	78	151	29	139	115	

【第40表】危険物規制事務処理件数（行政区別）

(令和3年度)

区分	合計	許可									届出等													
		小計	設置許可	変更許可	設置完成検査	変更完成検査	完成検査前検査	仮使用承認	仮貯蔵・仮取扱承認	予防規程認可	小計	変更届	種類・数量変更届	譲渡届	使用休止届	使用再開届	廃止届	事故発生届	資料提出	再交付			申請取下届	監督安者選解任届
計	4,305	1,422	72	438	54	367	51	375	30	35	2,883	238	121	22	41	0	71	3	2,122	15	17	2	1	230
門司	739	121	5	39	7	29	16	17	4	4	618	32	22	4	2		9	1	516		1			31
小倉北	603	185	10	56	11	56	8	34	3	7	418	77	23	5	14		25	1	216	8	7	2		40
小倉南	263	89	3	26	3	17		24	9	7	174	38	2		1		3		120					10
若松	1,079	289	22	80	15	69	13	76	4	10	790	30	11	3	12		6		685	3	4		1	35
八幡東	183	103	6	33	1	29	2	32			80	16		1	1		4		45					13
八幡西	784	323	22	96	14	82	6	89	7	7	461	32	20	3	9		14		339	4	5			35
戸畑	654	312	4	108	3	85	6	103	3		342	13	43	6	2		10	1	201					66

(注) ○は委託検査（危険物保安技術協会）で内数

【第41表】危険物製造所等の設置・変更許可、設置・変更完成検査、完成検査前検査件数

(令和3年度)

区分	設置・変更許可件数								設置・変更完成検査件数								完成検査前検査件数							
	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	510	44	66	29	102	39	118	112	421	36	67	20	84	30	96	88	51 (24)	16 (12)	8 (2)	(0)	13 (10)	2 (0)	6 (0)	6 (0)
製造所	42		2		10		7	23	30	1		9		5	15	6					4			2
貯蔵所	屋内貯蔵所	27	3	1	1	4	1	14	3	20	4	2	1	2	1	8	2	0						
	屋外タンク貯蔵所	61	11	15		16		7	12	44	10	12		5	6	11	20	11	4				1	4
	屋内タンク貯蔵所	0								0							8	1			7			
	地下タンク貯蔵所	6		2			4			7	1	4			1	1	0							
	簡易タンク貯蔵所	0								0							0							
	移動タンク貯蔵所	52	17	15	3	8	2	6	1	46	8	14	3	12	2	6	1	0						
	屋外貯蔵所	3	1					2		2	1					1	0							
取扱所	給油取扱所	38	5	12	6	6		6	3	40	5	14	5	6		7	3	7	1	2				4
	販売取扱所	0								0							0							
	移送取扱所	3	2			1				1	1						0							
	一般取扱所	278	5	19	19	57	32	76	70	231	6	20	11	50	26	62	56	10	3	2		2	2	1

(注) () は完成検査前検査の管外タンク件数で外数

【第42表】危険物製造所等の査察実施数

(令和3年度)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	1,167	199	186	102	326	67	121	166
製造所	45	2	5		13		1	24
貯蔵所	屋内	66	14	5	6	14	21	4
	屋外タンク	297	78	40	8	115	1	15
	屋内タンク	12	2	4	1	2	3	
	地下タンク	88	14	17	6	15	15	17
	簡易タンク	0						
	移動タンク	129	26	21	14	44		24
	屋外	66	8	3		28		2
取扱所	給油	228	20	49	43	44	11	44
	第一種販売	1		1				
	第二種販売	0						
	一般	231	33	41	24	49	16	38
移送	4	2				2		

ア 自主検査認定事業所制度の推進

この制度は平成11年3月から運用を開始し、本市においては平成15年度に3事業所が初めて認定を受けて以来、現在は3事業所となっています。

イ 危険物安全週間中の事業実施状況（令和3年度）

- ポスターを通じた広報活動
- 危険物についての小冊子（一般財団法人全国危険物安全協会作成）の配布

ウ 石油コンビナート等特別防災区域の自主防災体制の充実強化

北九州地区及び白島地区は、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に指定されており、合計面積は2,301万㎡となっています。

区域内の特定事業所数は、第一種事業所が8、第二種事業所が9の合計17事業所です。

【第43表】石油コンビナート等特別防災区域内における第4類（石油類等）の施設数及び貯蔵取扱量

(令和4年3月31日現在)

区 分	合 計		小 倉 北		若 松		八 幡 東		八 幡 西		戸 畑		
	A 施設数	B 貯蔵取扱量 (kl)	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	
計	859	422,377	170	206,508	115	44,208	37	1,035	186	30,793	351	139,833	
製 造 所	第1石油類	1,448				33				408		1,007	
	第2石油類	9,109				5,843				511		2,755	
	第3石油類	5,488			7	552			14	136	22	4,800	
	第4石油類	51				11				14		26	
	その他	323				3				296		24	
	小計	43	16,419	0	0	7	6,442	0	0	14	1,365	22	8,612
屋 内 貯 蔵 所	第1石油類	840		42		109		19		96		574	
	第2石油類	1,418		44		148		27		890		309	
	第3石油類	1,033	12	197	21	68	16	24	35	336	59	408	
	第4石油類	1,327		529		90		35		94		579	
	その他	112		4		16		1		40		51	
	小計	143	4,730	12	816	21	431	16	106	35	1,456	59	1,921
屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	第1石油類	84	53,159	8	17,297	13	22,129			24	3,805	39	9,928
	第2石油類	85	66,859	20	46,637	4	60			19	3,162	42	17,000
	第3石油類	129	152,989	33	79,676	30	8,183	1	10	22	13,997	43	51,123
	第4石油類	7	390	1	25			1	15	3	285	2	65
	その他	21	7,096	2	45	2	206			15	3,514	2	3,331
	小計	326	280,493	64	143,680	49	30,578	2	25	83	24,763	128	81,447
屋 外 貯 蔵 所	第1石油類	1				1							
	第2石油類	826		249		56				72		449	
	第3石油類	620	65	231	7	44			10	207	57	138	
	第4石油類	1,301		1,206		40				4		51	
	その他	20				20							
	小計	139	2,768	65	1,686	7	161	0	0	10	283	57	638
一 般 取 扱 所	第1石油類	26,036		11,711		1,658		6		944		11,717	
	第2石油類	28,187		20,830		35		28		420		6,874	
	第3石油類	59,833	29	26,918	31	4,773	19	515	44	973	85	26,654	
	第4石油類	3,478		837		108		355		341		1,837	
	その他	433		30		22				248		133	
	小計	208	117,967	29	60,326	31	6,596	19	904	44	2,926	85	47,215

【第44表】石油コンビナート等特別防災区域内における防災組織の現況

(令和4年3月31日現在)

区 分		計	小倉北	若松	八幡東	八幡西	戸畑
特定事業所数		17	5	3		2	7
自衛防災組織数		17	5	3		2	7
共同防災組織数		3	2				1
防災要員 (直 当 り)		122	29	36		23	34
自衛防災組織要員		439	63	197		73	106
共同防災組織要員 (直 当 り)		19	13				6
消 防 車 両	小 計	14	4	3	0	3	4
	大型化学消防車	2	1				1
	大型高所放水車	3	1	1			1
	泡原液搬送車	3	1			1	1
	甲種普通化学消防車	3		2			1
	普通消防車	2	1			1	
	小型消防車	0					
	普通高所放水車	0					
	乙種普通化学消防車	0					
	大型化学高所放水車	1				1	
可搬式放水銃		18	3	5		2	8
可搬式泡放水砲		6	2				4
耐 熱 服		51	16	24		4	7
呼 吸 器		100	20	29		8	43
泡消火薬剤 (3%換算) (kℓ)		259.09 (白島含む)	24.98	215.35 (白島含む)		11.16	7.6
オイルフェンス (B型) (m)		10,435	3,400	3,555		2,400	1,080
オイルフェンス展張船		8	2	4		1	1

【第45表】第4類（石油類等）の施設数及び貯蔵取扱量

行政区分 区分		合 計			門 司			小 倉 北			小 倉 南		
		A 施設数	B 貯蔵取扱量 (kl)	C 貯蔵取扱量 指定数量	A	B	C	A	B	C	A	B	C
計		1,769	6,236,635	28,848,477	342	175,799	192,942	289	213,870	275,368	58	1,613	1,518
製造所	第1石油類	70	1,655	7,276	4	10	51	7	48	239	0		
	第2石油類		9,350	9,173		1	1		54	52			
	第3石油類		6,033	2,994		27	11		130	64			
	第4石油類		177	28					99	16			
	その他		520	1,276		42	106		57	60			
	小 計	70	17,735	20,747	4	80	169	7	388	431	0	0	0
屋内貯蔵所	第1石油類	399	3,406	16,246	62	963	4,534	69	875	4,187	20	31	158
	第2石油類		6,953	6,194		2,865	2,333		1,452	1,338		27	27
	第3石油類		8,181	3,771		4,946	2,344		1,979	850		57	28
	第4石油類		5,906	981		3,653	608		1,212	201		24	4
	その他		781	1,950		477	1,259		106	241		7	18
	小 計	399	25,227	29,142	62	12,904	11,078	69	5,624	6,817	20	146	235
屋外タンク貯蔵所	第1石油類	117	5,665,776	28,316,345	14	12,373	61,815	8	17,297	86,485			
	第2石油類	162	111,878	111,058	26	40,877	40,377	27	46,847	46,847	8	529	529
	第3石油類	257	200,081	99,568	53	34,102	16,618	42	80,379	40,183	1	14	7
	第4石油類	51	31,749	5,288	39	31,252	5,208	1	25	4	2	40	6
	その他	37	18,049	45,125	11	10,823	27,059	2	45	112			
	小 計	624	6,027,533	28,577,384	143	129,427	151,077	80	144,593	173,631	11	583	542
屋外貯蔵所	第1石油類	263	121	605	83	120	600	70			1		
	第2石油類		2,894	2,794		852	775		250	245		2	2
	第3石油類		12,785	6,215		8,990	4,345		272	135			
	第4石油類		10,259	1,707		6,220	1,036		1,315	219		8	1
	その他		252	596		216	540		2	5			
	小 計	263	26,311	11,917	83	16,398	7,296	70	1,839	604	1	10	3
一般取扱所	第1石油類	413	28,867	136,238	50	2,618	13,093	63	11,721	58,603	26	22	111
	第2石油類		35,040	34,230		5,001	4,307		21,310	21,305		452	452
	第3石油類		66,533	33,104		4,543	2,134		27,467	13,731		318	159
	第4石油類		7,640	1,269		3,550	591		879	146		81	13
	その他		1,749	4,446		1,278	3,197		49	100		1	3
	小 計	413	139,829	209,287	50	16,990	23,322	63	61,426	93,885	26	874	738

(令和4年3月31日現在)

若 松			八 幡 東			八幡西			戸 畑		
A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
374	5,667,891	28,150,016	47	999	597	278	34,125	48,162	381	142,338	179,874
19	176	839				18	415	1,531	22	1,006	4,616
	6,016	6,008					525	489		2,754	2,623
	913	447					163	73		4,800	2,399
	38	6					14	2		26	4
	102	229					296	822		23	59
19	7,245	7,529	0	0	0	18	1,413	2,917	22	8,609	9,701
73	309	1,382	25	33	167	80	615	2,992	70	580	2,826
	346	311		69	69		1,841	1,767		353	349
	178	69		25	12		556	251		440	217
	146	24		35	5		192	32		644	107
	87	199		2	5		50	141		52	87
73	1,066	1,985	25	164	258	80	3,254	5,183	70	2,069	3,586
31	5,622,373	28,111,819				24	3,805	14,976	40	9,928	41,250
33	2,367	2,362				21	3,121	3,079	47	18,137	17,864
84	18,912	9,448	1	10	5	30	14,566	7,258	46	52,098	26,049
3	68	11	1	15	2	3	285	47	2	64	10
8	356	891				14	3,494	8,735	2	3,331	8,328
159	5,644,076	28,124,531	2	25	7	92	25,271	34,095	137	83,558	93,501
37	1	5				12			60		
	1,244	1,236					88	83		458	453
	3,145	1,551					232	112		146	72
	2,497	416					123	20		96	15
	34	51									
37	6,921	3,259	0	0	0	12	443	215	60	700	540
86	1,836	9,149	20	7	37	76	948	3,754	92	11,715	51,491
	504	494		29	29		761	693		6,983	6,950
	5,801	2,893		416	207		1,264	618		26,724	13,362
	393	65		358	59		532	88		1,847	307
	49	111					239	599		133	436
86	8,583	12,712	20	810	332	76	3,744	5,752	92	47,402	72,546

(6) 火薬類規制

消防局では火薬類の製造（煙火）、販売、貯蔵、運搬、輸入、消費及び廃棄の規制業務を行っています。規制対象事業所（取扱い場所）の現状を把握し、指導等を行い、事故の未然防止策の強化と市民生活の更なる安全・安心の実現を目指しています。

【第46表】火薬類許可等施設数

(令和4年3月31日現在)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	143	57	14	27	15	2	17	11
製造	1			1				
火薬庫	27	11		16				
販売	22	9	2	1	4		4	2
火薬庫外	51	15	10	4	7	2	9	4
譲受	26	12	1	4	3		2	4
消費	15	9	1	1	1		2	1
廃棄	1	1						



火薬庫立入検査

【第47表】火薬類規制事務処理件数（行政区別）

(令和3年度)

区分	合計	許可										検査		指示	認可		届出				
		火薬類製造許可	火薬類販売営業許可	火薬類製造施設等変更許可	火薬庫設置等許可	占有しないことの許可	火薬庫を所有又は譲受許可	火薬類譲渡許可	火薬類輸入許可	火薬類消費許可	火薬類廃棄許可	火薬類譲受・消費許可	完成検査	保安検査	火薬庫外貯蔵場所指示	危害予防規程（変更）認可	保安教育計画（変更）認可	変更届	火薬類輸入届	廃止届	その他届
計	260	0	0	0	2	0	39	6	7	37	27	16	1	4	30	0	0	12	3	0	76
門司	136						30	2	6	12	27	9	1	2	9			5	2		31
小倉北	14									5		1			5			2			1
小倉南	51			2		2		1	7		2		2	3				1	1		30
若松	29					3	3		11		1			4				1			6
八幡東	1													1							
八幡西	17								2			2		5				2			6
戸畑	12					4	1				1			3				1			2

【第48表】火薬類製造施設等の査察件数（行政区別）

(令和3年度)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	93	41	5	25	11	1	6	4
製造	1			1				
火薬庫	27	11		16				
販売	13	7		1	4			1
譲受場所	15	8		3	1		2	1
譲受・消費場所	11	7		1	1		2	
火薬庫外貯蔵場所	26	8	5	3	5	1	2	2

(7) 高圧ガス規制

消防局では高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、輸入、消費及び廃棄の規制業務を行っています。規制対象事業所の自主保安の促進・指導等を行い、未然に事故を防止することにより安全・安心なまちづくりを目指しています。



高圧ガス製造施設



容器貯蔵施設

【第49表】高圧ガス規制対象施設数

(令和4年3月31日現在)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	1,270	113	309	172	268	113	217	78
製造施設	623	51	148	76	143	55	107	43
在宅酸素	(92)	(11)	(16)	(18)	(13)	(14)	(8)	(12)
貯蔵施設	155	19	26	19	55	12	19	5
販売所	428	40	119	69	45	43	82	30
特定消費施設	47	3	7	6	22	2	7	
容器検査所	17		9	2	3	1	2	

(注) () は内数

【第50表】高圧ガス施設の査察件数

(令和3年度)

区分	計	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑
計	196	11	58	13	43	18	43	10
製造施設	189	11	53	12	42	18	43	10
在宅酸素	(0)							
貯蔵施設	0							
販売所	0							
特定消費施設	2		1	1				
容器検査所	5		4		1			

(注) () は内数

【第51表】高圧ガス規制事務処理件数（行政区別）

		(令和3年度)							
区 分	計	門 司 区	小倉北区	小倉南区	若 松 区	八幡東区	八幡西区	戸 畑 区	計
合 計	646	89	147	52	210	34	100	14	
許可等	高圧ガス製造許可申請	2	0	0	0	1	0	0	1
	高圧ガス製造施設等変更許可申請	37	1	7	2	17	2	8	0
	製造施設完成検査申請	34	1	5	1	20	2	5	0
	第一種貯蔵所設置許可申請	1	0	0	0	1	0	0	0
	第一種貯蔵所位置等変更許可申請	4	1	0	0	2	0	1	0
	第二種貯蔵所完成検査申請	3	1	0	0	2	0	0	0
	輸入検査申請	33	32	0	0	1	0	0	0
	保安検査申請	17	4	2	2	6	1	2	0
	容器検査所登録申請	2	0	1	0	1	0	0	0
	容器検査所登録更新申請	2	0	1	0	0	1	0	0
	容器検査申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	附属品検査申請	0	0	0	0	0	0	0	0
	高圧ガスの種類又は圧力変更申請	1	0	0	0	0	0	1	0
	特別充填許可申請	1	0	0	0	1	0	0	0
届出等	高圧ガス製造事業届書	19	0	4	1	4	4	4	2
	高圧ガス製造事業届書（在宅酸素）	6	0	1	0	2	2	1	0
	高圧ガス製造施設軽微変更届書	39	5	7	6	9	2	10	0
	高圧ガス製造施設等変更届書	12	0	6	1	3	1	0	1
	第二種貯蔵所設置届書	7	1	1	0	3	2	0	0
	第一種貯蔵所軽微変更届書	1	0	0	0	0	1	0	0
	第二種貯蔵所位置等変更届書	3	0	1	0	2	0	0	0
	完成検査受検届書	1	0	1	0	0	0	0	0
	完成検査結果報告書	1	0	1	0	0	0	0	0
	高圧ガス販売事業届書	23	1	5	7	2	2	4	2
	販売に係る高圧ガスの種類変更届書	2	0	0	0	2	0	0	0
	高圧ガス製造開始届書	3	0	0	0	3	0	0	0
	高圧ガス製造廃止届書	35	3	15	3	6	2	3	3
	高圧ガス製造廃止届書（在宅酸素）	3	0	0	0	1	1	1	0
	貯蔵所廃止届書	6	0	1	0	4	0	1	0
	高圧ガス販売事業廃止届書	4	0	2	1	0	0	1	0
	輸入検査受検届書	0	0	0	0	0	0	0	0
	輸入検査結果報告書	1	0	0	1	0	0	0	0
	特定高圧ガス消費届書	2	0	1	1	0	0	0	0
	特定高圧ガス消費施設等変更届書	1	0	0	0	1	0	0	0
	特定高圧ガス消費廃止届書	1	0	0	0	1	0	0	0
	承継届書	12	1	3	3	1	1	2	1
	危害予防規程届書	9	1	2	0	6	0	0	0
	高圧ガス保安統括者等届書	61	5	7	6	31	1	11	0
	冷凍保安責任者等届書	1	0	0	0	1	0	0	0
	高圧ガス販売主任者届書	26	2	11	2	6	1	4	0
	特定高圧ガス取扱主任者届書	6	0	1	1	4	0	0	0
	高圧ガス製造施設休止届書	6	0	1	0	4	0	1	0
	保安検査受検届書	65	15	14	5	17	1	13	0
	保安検査結果報告書	69	13	19	4	18	2	13	0
	完成検査記録届書	0	0	0	0	0	0	0	0
	保安検査記録届書	0	0	0	0	0	0	0	0
検査主任者届書	9	0	5	1	3	0	0	0	
容器検査所廃止届書	1	0	0	0	1	0	0	0	
事故届書	6	1	2	0	0	0	2	1	
特別充填報告書	12	0	0	0	12	0	0	0	
高圧ガス製造等記載事項変更届書	55	1	20	4	11	5	11	3	
その他届出等	1	0	0	0	0	0	1	0	

(8) 消防同意等

利用形態等に応じた防災設備に係るハード面及びその運用体制に係るソフト面の両面から、総合的に機能するように防火安全対策を推進しています。

【第52表】消防同意等行政区別取扱件数

		(令和3年度)							
区 分	門 司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸 畑	計	
同 意 等	140	220	118	179	122	274	115	1,168	
通 知	251	349	699	296	209	769	166	2,739	
計	391	569	817	475	331	1,043	281	3,907	

【第53表】同意別取扱件数

		(令和3年度)			
区 分	確 認 申 請	計 画 通 知	許 可 申 請	計	
件 数	1,040	42	86	1,168	

(9) 予防技術の充実

平成18年度から「予防技術資格者制度」が始まり、計画的に資格を取得しています。

【第57表】予防技術資格者（認定者）の状況（過去5年間）

区 分	消防用設備等	危 険 物	防 火 査 察	予防技術資格者数
平成29年度	42	39	46	95
平成30年度	41	38	42	92
令和元年度	43	40	41	95
令和2年度	44	45	44	102
令和3年度	43	44	44	102

(注) 予防技術資格者は、複数の資格を有する者あり

(10) 他部局等との連携

ア 夜間合同査察（福岡県警察・建築都市局・保健福祉局）

令和3年度は、計2回（小倉北区1回、八幡西区1回）夜間合同査察を実施しました。

イ 福祉・医療関連施設防火安全対策連絡会議（建築都市局・保健福祉局・子ども家庭局）

平成25年10月11日に発生した福岡市診療所火災を受け、同年11月から関係局間で「福祉・医療関連施設防火安全対策連絡会議」を設置し、連携を図っています。

